広報

ひがしちちぶ

HIGASHICHICHIBU VILLAGE

特集

食を知る

2025
8
NO.618

QUIZ クイズ

東ちちぶをクイズで知ろう！
問題を解いてプレゼントをゲット！！

Q1
東秩父村の郷土料理は何でしょう

ヒント　○焼き　※特集内に掲載

Q2
芸術文化と地域の活性化を目的に毎年開催している版画の展示会は何でしょう

ヒント　○○○○○○○ 2025 ○○○○ひがしちちぶ展

Q3
令和４年度から村で行っている余った食品を集め、村窓口を通して必要とする人々に寄付する事業は何でしょう
ヒント　１２ページに記載　※７文字

【応募方法】
　ハガキまたはＱＲコードから住所、氏名、年齢、クイズの回答をお送りください。正解者の中から抽選で２名様にＱＵＯカードをプレゼントします！
　当選者の発表は、ＱＵＯカードの発送をもってかえさせていただきます。
締切　　８月１５日（金）まで
※右のＱＲコードを読み取り、「メール作成画面はこちら」をクリックしてください。

CONTENTS 目次

目次／ＱＵＩＺ（クイズ）	2
今月の輝きビト☆	3
特集「食を知る」	4
MURA NEWS	8
くらしの情報	１０
東ちちぶ掲示板	１８
文芸コーナー／お知らせ	
BOOK　PHOTO	２０

BOOK COVER 表紙写真

　８月号の表紙は「槻川小学校５年生の田植え体験」の様子です。
　慣れない田んぼの中で一生懸命、苗を植えていました。

図書館からのお知らせ ～今月のおすすめ本～

『東京タワーに住む少年』
　高さ２５０ｍの東京タワーのトップデッキのさらに上に隠された研究室、レインボー・センター。そこでは、小学生とは思えないレベルの科学オタク田所健人が、半世紀以上も代々受け継がれてきた夢を実現し、真の意味で東京タワーを完成させるため、ある”秘密の研究”に取り組んでいたのだが…。プラズマ理論、プロジェクション・マッピング、空中ディスプレイといった最先端の科学を盛りこみながら、孤高な少年が果てしない夢を追いかけることで成長していく姿を描く壮大なスケールの物語です。ぜひ読んでみてください。※図書館カウンターにて、購入リクエスト受付しています。
問合せ　教育委員会事務局　☎８２－１２３０

【広報ひがしちちぶは村ホームページ・タブレットでもご覧いただけます。●問合せ　総務課　☎８２－１２２１】

今月の輝きビト☆
The one who shines

４０年の野球人生を振り返って

鈴木　洋三さん（御堂）

私は長年、野球を続けてきました。24歳から64歳までの40年間、東秩父ヒーローズの一員として、ピッチャーを務めてきました。

その間、通算で２００勝を超える成績を収め、仲間たちとともに、練習や試合、遠征など、日々切磋琢磨しながら充実した野球人生を送ってきました。

また、全国のシニアチームが集う「お父さんの甲子園」とも呼ばれる全日本生涯野球大会にも、チームとして長年出場し、過去には2度の優勝という貴重な経験をさせていただきました。同年代の選手たちが全力で投げ、打ち、走り、真剣勝負を繰り広げるこの大会は、毎年の大きな楽しみでした。

試合や遠征を通じて全国各地を訪れ、多くの野球仲間と出会えたことも、私にとって大きな財産です。

野球以外にも、テニスやバドミントン、ゴルフなど、さまざまなスポーツに親しんできました。幼い頃から体を動かすことが大好きで、さまざまな競技にチャレンジしてきました。これからも、体が動く限り、積極的に運動を楽しんでいきたいと思っています。

地域とともに歩む

私は現在、民生委員・児童委員として活動しています。50歳で委嘱を受け、今年で27年目を迎えました。

もともと母が民生委員・児童委員を務めており、そのご縁から私にも声がかかり、この道に入りました。以来、地域住民の皆さまの相談や支援、見守り活動に日々取り組んでいます。

令和元年12月からは、会長職を拝命し、これまで以上に責任の重さを感じながら活動を続けております。

この活動は、決して楽なものではありませんが、村のため、そして住民の皆さまの豊かで安心な暮らしのために、自分にできることを精一杯行い、これからも努めてまいりたいと思っております。

ー特集ー

食を知る

見て、触れて、体験する。
そこからわかる食の大切さ――

食は私たちの毎日の生活を支える大切なものです。
食とは、食物を食べること・食べるためのものという２つの意味を持ちます。
栄養の偏り（食物を食べること）や食品ロス（食べるためのもの）などさまざまな問題がある中で、「食」の大切さについて本特集で考えます。

〖PHOTO〗
背の高い、大きく育つ稲の苗は意外にも小さいという発見の瞬間

知る / learn

〈1〉食育

食育とは、「食」に関する知識や選択力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる教育のことです。食育に取り組む機会は生涯にわたり数多くあります。

村では、学校教育の場で積極的に取り組んでおり、食材の特徴や特性について考え学ぶ授業や、自らが収穫などを体験する授業が行っています。

それにより、子どもたち一人ひとりの食に対する意識が向上し、基礎的な知識（食材の名前・種類、栄養素と役割、食材の旬や季節感、食材の育ち方・収穫のされ方、食材に関わる人や仕事など）を身に付けることができます。

また、自ら収穫した食材は給食で提供されることもあり、「自分で収穫したものを食べる」ことで、食材に対する興味・親しみが強くなり、健康的な食習慣の形成や食に関する感謝の心を育むことができるようになります。

食を知ることは、「食材＝ただのモノ」ではなく、「命・自然・人・社会」とつながるものとしてとらえられるようになります。それが、食材への感謝や選ぶ力、持続可能な食生活につながっていきます。

1

2

〖PHOTO〗
1 田植えを実施中
2 トウモロコシの皮むき体験

1

〈2〉田植えと稲刈り

毎年、槻川小学校5年生が田植えと稲刈りの体験を行っています。コメ農家の方々は、子どもたちに苗からお米になるまでの長い時間と手間を知ってほしいと願っています。「普段、食卓で何気なく口にしているお米も、その背景にはたくさんの見えない努力や工程があることを、実際の体験を通じて感じてほしい。」そんな思いを子どもたちに伝えてくれました。

私たちのもとに食材が届くまでには、多くの方の知恵と時間と労力がかかっています。実際に目で見て、手で触れる体験をすることで、「食べ物は命」だという意識が芽生え、食材の背景や生産者への感謝を実感できるようになります。

作物を育てるのは子育てと一緒

子どもたちに田植えを教えてくれた方たちです！

嶋田　可津也さん（御堂）/ 関根　髙義さん（御堂）

［左］嶋田さん［右］関根さん

昔は、お米は中々食べることができない貴重な食材でした。今では、お米にかかわらず、さまざまな食材をスーパーなどで手に入れることができます。そのスーパーで並ぶ食材は、生産者のたくさんの努力で成り立っています。お米であれば、肥料や水張りなどを調整しながら毎日のように様子を観察し、おいしいお米ができるよう作業しています。米作りは言わば子育てと同じです。丹精込めて育てたものは、その努力に応えておいしいお米に育ちます。

小学生の田植えの経験のような、自分たちでやってみる体験は農家の努力と工夫の集大成を知ることができる貴重な経験であると思います。農家である私たちも、おいしいお米が食べられることに日々感謝し、米作りを頑張りたいと思います。

〈3〉地産地消・食文化

●地産地消の推進

村の学校給食では、使用する食材に地場産物を取り入れています。村でとれた農産物を農産物直売所や直接農家さんから仕入れ、調理し子どもたちに提供しています。「村の食材ってこんなにおいしんだ」「村ではこんな食材が育てられているんだ」という驚きや発見が生まれ、子どもたちの教育的・栄養的な面での気づきを得ることができます。

また、地域にとっても生産支援につながり経済的・コミュニティの面で大きなメリットにつながります。

●食文化

村には、「あずきすくい」や「水焼き」のような親しまれてきた郷土料理があります。

「水焼き」は、村が実施する防災訓練において長期化した避難所生活でも、簡単に作れる防災食として食事ワークショップの中で伝えています。

さまざまな場面で、地域の郷土料理や伝承料理を次世代に伝えることは食文化への理解を促進し、村への愛着を深めることにつながります。

家庭や地域で郷土料理や伝承料理を作り、食べる機会を増やしましょう！

〖PHOTO〗
水焼きつくり体験

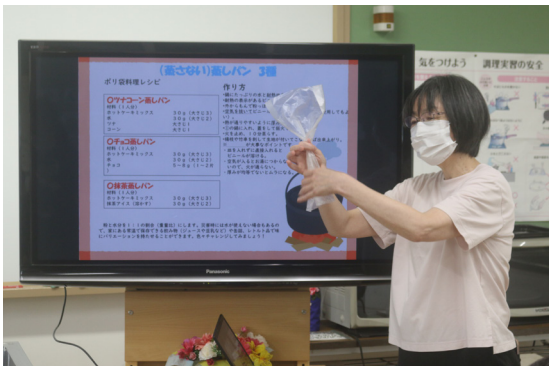

気軽に楽しい
おいしい「食育」を！

栄養教諭　池田　和江先生

「食育」は一言で言えば『経験』です。食べる･料理をする･育てる・家族や仲間と楽しく食べる・選ぶ・買う等、食に関わるすべての経験が「食育」です。学校で学習する教科と違い、難しいものではありません。

しかし、「食育」はあらゆる教科に関係し、食べ物を通してすべての教科の学びを深めることができるだけでなく、あらゆる教育活動の基となり、「生きる力」を育んでいます。

「食育」は楽しく､おいしく､そして繰り返し行われる「経験」です。私は毎日の家庭の食事だけでなく､学校給食が子どもたちの良い「経験」となるような給食作りを心がけています。

子どもたちはもちろん、大人も生涯健康で過ごすために、みんなで気軽に「楽しい」「おいしい」食育を行ってみませんか。

〖PHOTO〗
1 収穫した稲を担ぐ様子
2 田植えの楽しさを実感

食について学ぶということは、

食材・人・伝統・地域＝東秩父村を知るということ

栗島祥次氏「瑞宝双光章」を受章

栗島祥次氏（御堂・８８歳）が４月１日付けで瑞宝双光章を受章されました。

栗島氏は、３７年にわたり教職に就き、村立小中学校のほか、三芳町や坂戸市の公立中学校教諭および教頭、嵐山町立玉ノ丘中学校長、村立西小学校長を歴任し、情熱と信念をもって学校教育の振興と充実に多大な貢献をされました。

また、教職退職後、平成９年に東秩父村教育委員会教育長に就任し、情報科教育の推進を図るため小中学校にコンピューター室を設置、国際化・情報化社会に対応できる子どもの育成を目的に中学生海外派遣事業を行うなど、村における学校教育の発展に寄与されました。

さらには、本村の文化・伝統・風土等を継承する重要な資料として村史や歴史写真集を刊行するなど、任期８年間において学校教育および生涯学習の充実、本村教育水準の向上に尽力され、平成１３年に埼玉県教育委員会より教育功労者表彰、平成１７年には文部科学大臣より地方教育行政功労者表彰を受賞されています。

誠におめでとうございます。

栗島昇子氏（写真中央）

栗島昇子氏関東表彰を受賞

６月２７日（金）、山梨県小瀬スポーツ公園武道館アリーナにおいて関東スポーツ推進委員研究大会山梨大会が行われ、スポーツ推進委員である栗島昇子氏（御堂）、青木登氏（奥沢）、峯岸正明氏（大内沢）が参加いたしました。

大会では、長年にわたり東秩父村スポーツ推進委員を務められ、現在委員長である栗島昇子氏が令和７年度関東スポーツ推進委員協議会表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。

企業版ふるさと納税としてご寄附をいただきました！

シエンプレ株式会社様（東京都港区）より、企業版ふるさと納税としてご寄附をいただきました。

寄附金は、東秩父村の地方創生事業に活用させていただきます。

温かいご厚意に対し、心より感謝申し上げます。

SIEMPLE

版画フォーラムが開催されました

６月２１日（土）～２８日（土）の８日間、版画フォーラム実行委員会が主催する版画フォーラム２０２５和紙の里ひがしちちぶ展が道の駅和紙の里ひがしちちぶにおいて開催されました。

今年で第２２回を迎える当展は、芸術文化の普及と地域活性化を目的に、毎年多彩な作品を通じて訪れる人々に感動を与えています。

今年は全国から３３９点もの個性豊かな版画作品が集結し、場内は来場者の笑顔と鑑賞者同士の会話に包まれ、版画の細かな技法やテーマに対する関心が至る所で交わされ、活気に満ちていました。

多くの来場者が作品を前に足を止め、じっくりと観察し、作者の意図や技術に思いを馳せる姿が見られました。

放課後子ども教室を開催しました

７月７日（月）、槻川小学校ランチルームにて、第２回放課後子ども教室「手品体験教室」を開催しました。

今回のイベントでは、プロのマジシャンである原山進氏を講師としてお招きし、プロの技を間近に見てふれて、子どもたちにとって特別で貴重な体験となりました。

はじめに、原山進氏による本格的な手品の実演が行われました。トランプなど身近な道具を使いながら、次々と繰り出される不思議なマジックの数々に、子どもたちは驚きと歓声をあげ、目を輝かせて見入っていました。

その後の体験コーナーでは、子どもたちが実際に簡単な手品を教わりながら、自分の手でマジックを披露するという貴重な体験ができました。最初は少し戸惑いながらも、講師の丁寧な指導のもと、次第にコツをつかんで自信を持って取り組む姿が見られました。友達と見せ合ったり、成功したときに思わず笑顔がこぼれたりと、楽しく学びながら集中して取り組む様子が印象的でした。

人権擁護委員紹介

７月１日付けで、吉野鈴美氏（安戸）が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。
また、令和５年７月１日より大野守雄氏（御堂）が委嘱されており、本村の人権擁護委員は２名です。
地域での人権に関する相談や人権相談所での相談業務などにご尽力いただいております。本村の人権相談所は、役場中会議室にて６月・１０月・１月の年３回開設しており、次回の人権相談所は１０月１４日（火）です。
また、さいたま地方法務局東松山支局では、毎週水曜日に人権相談所が開設されています。

●**問 合 せ**　総務課　☎８２－１２２１

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）全国一斉情報伝達訓練の実施

地震や武力攻撃などに備え次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いた訓練で東秩父村以外の地域でもさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

●**訓練実施日時**　８月２０日（水）午前１１時００分頃

●**訓練で行う放送内容**

情報伝達手段	放送内容
防災情報音声告知システム（屋外スピーカー）	村内３７か所に設置してある屋外スピーカーから、一斉に次のように放送されます。 【放送内容】 サイレン＋「これは、Ｊアラートのテストです。」×３回

※Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

●**そ の 他**　当日は、午前１１時００分頃に防災タブレットから訓練のお知らせを自動起動によりながしますので、災害とお間違いのないようにご注意ください。

●**問 合 せ**　総務課　☎８２－１２２１

給付金のご案内 定額減税補足給付金（調整給付（不足額給付））について

令和６年度に実施した調整給付において、確定した令和６年所得を元に計算した調整給付額に不足が生じる方および一定の条件を満たす方を対象に調整給付(不足額給付)金を支給します。

●**対 象 者**　①当初調整給付の額が確定した令和６年所得に基づいて計算した調整給付額に不足が生じる方
②定額減税対象外かつ扶養親族等になっていない方で過去の低所得者向け給付の支給対象世帯の世帯主・世帯員ではない方

●**支 給 額**　①の対象者…当初調整給付額と確定額との差額（端数は１万円単位で切り上げ）
②の対象者…原則４万円
※対象となる方には８月中に確認書を送付いたします。

●**問 合 せ**　企画財政課　☎８２－１２５４

ふれあいやまびこ会の『土曜日運行』を開始します！

昨年住民の皆さまにご協力をいただきましたアンケート調査の結果により、ＮＰＯ法人ふれあいやまびこ会の土曜日運行を９月１日から開始します。

下記のとおり利用料金や時間等は平日と変更はございませんが、**前日までの予約**が必要となりますのでご利用の際はご注意ください。

項目	空白地有償運送	福祉有償運送
利用対象者	東秩父村にお住まいの方	東秩父村にお住まいで障害者手帳等をお持ちの方
ルート・行先	①６５歳以上の方 村内・村外問わず希望地へ ②６５歳未満の方 自宅と和紙の里間に限る	村内・村外問わず希望地へ
利用料金	■距離制 １㎞まで初乗り３００円 以降１㎞につき７５円加算 待ち時間料金１５分ごと３００円	■時間制 1時間以内９５０円 （うち自己負担額３００円） 以降１時間ごとに上記金額を加算
入会金・年会費	無料	
運行時間	午前８時３０分～午後５時 ※土曜日の運行は、**前日１２時までに予約された方に限ります。**	
休日	日曜日・祝日・年末年始・お盆	
予約方法	ふれあいやまびこ会へ電話にて連絡　☎８１－５９１４ ※土曜日は事務所不在のため翌週の予約はできません。 ※土曜日の迎えの電話は、転送されるため応答に時間がかかります。	

●**問 合 せ**　企画財政課　☎８２－１２５４

本人通知制度のご案内

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。（公用請求や職務上請求は対象外です）

登録を希望される方は、本人確認書類をお持ちになり、窓口へお越しください。窓口に来られない場合は、申請書と本人確認書類のコピーを郵送していただくことも可能です。

※また、登録の有無にかかわらず、不正取得が明らかになった場合は、「住民票等の不正取得通知制度」により、ご本人に通知をお送りいたします。

●**問 合 せ**　住民福祉課　☎８２－１２２６

ご自宅等でマイナンバーカードの申請が行えます

職員がご自宅にお伺いし、マイナンバーカードの申請を受付けさせていただきます。まだマイナンバーカードを取得していない方、カード更新のご案内が届いた方は、ぜひご利用ください。

●**申込方法**

○予　　約　平日午前８時３０分～午後５時

○訪問時間　午前１０時～正午、午後１時３０分～午後４時の間で３０分程度

当日は職員２名で伺い、申請書の記入・写真撮影を行います。お一人での対応が難しい方は、ご家族の方等の立ち会いをお願いいたします。

●**問 合 せ**　住民福祉課　☎８２－１２２６

国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（５０歳未満）」があります。

○保険料免除制度
所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に申請し、承認されると次のように保険料の納付が免除になります。
①全額免除　②４分の３免除　③半額免除　④４分の１免除
※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書と合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

○保険料納付猶予制度
２０歳から５０歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（１月から６月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

○申請免除等の承認期間と申請時期について
免除申請の承認期間は原則７月から翌年６月までとなっており、令和７年度の免除申請は７月１日（火）より申請可能となっています。
また、申請時点の２年１か月前の月分まで遡って申請することができます。

●**問 合 せ**　住民福祉課　☎８２－１２２６　秩父年金事務所　☎０４９４－２７－６５６０

フードドライブキャンペーンにご協力お願いします

フードドライブとは、ご家庭内で余った食品を集め、市町村窓口等を通して食品を真に必要とする人々に寄附する活動です。
令和４年度から本村でもフードドライブ事業を開始し、昨年は皆さまのご協力により最終的には１９０点余りの食品を収集することができました。温かいご支援、誠にありがとうございました。
今年度も引き続き、「フードドライブキャンペーン」を実施します。余った食品を積極的にご寄附いただき、村内で助け合いの輪を広げましょう！
皆さんからの多くのご寄附をお待ちしております。

●**ご寄附いただきたいもの**
缶詰、レトルト食品、インスタント食品、お菓子、調味料、飲料水などの
①賞味期限が明記され、期限が令和８年２月以降のもの（お米や塩など賞味期限がないものも受け付けます）
②常温で保存できるもの
③未開封のもの
●**収集場所**　東秩父村役場　住民福祉課
●**収集日時**　８月１日（金）～１０月３１日（金）
平日午前９時～午後５時
※寄附を考えており上記以外の日時で持ち込みを希望の場合、住民福祉課までご相談ください。
●**問 合 せ**　住民福祉課　☎８２－１２２６

特定健診は受検しましたか？

東秩父村国民健康保険に加入し、７月に実施した集団健診を受診していない方を対象にした個別健診を実施しています。ご希望の方は各医療機関に電話等で予約をお願いします。

●**実施機関**　１２月２５日（木）まで
●**実施医療機関**　比企郡市内医療機関
●**費　　用**　無料（基本項目、追加項目、詳細項目）
●**持 ち 物**　国民健康保険の資格が確認できるもの、受診券
※人間ドック助成の申請をされた方は個別健診を受検することができません。
※受診券がお手元にない方は役場で発行することができます。
●**問 合 せ**　保健衛生課　☎８２－１７７７

後期高齢者医療の医療費通知について

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、医療機関を受診した人を対象に医療費通知を送付しています。令和６年度は年２回（１２月、２月）の発送でしたが、令和７年度より発送回数が年１回（２月）となります。また、ハガキから封書に変更となります。

お知らせする診療年月は令和６年１１月から令和７年１０月となるため、令和７年分の確定申告および住民税申告の医療費控除の資料として医療費通知を利用される場合、令和７年１１月・１２月診療分は医療機関等から発行される領収書をご利用ください。

○マイナンバーカードの健康保険証利用により、マイナポータルで医療費通知情報を取得することが可能です。毎月１１日頃から前々月診療分までの情報が閲覧可能です。

●**問 合 せ**　保健衛生課　☎８２－１７７７

ごみステーション回収の衣類について

各地区のごみステーションで回収している資源ごみ（毎月第４水曜日）の衣類で回収できる項目が増えました。従来、粗大ごみの対象となっていた毛布もステーション回収可能です。

回収可能		回収不可	
寝具類	毛布・シーツ	寝具類	布団・枕など
制服類	スーツ・喪服・学生服など	制服類	企業などの指定された制服
特殊な衣類	浴衣	特殊な衣類	作業着・着物・帯・ドレス
インナー類	下着・肌着など	インナー類	靴下
運動服	体操着	水着類	水着・水泳キャップなど
タオル類	フェイスタオル・バスタオル	敷物類	カーペット・マット・ラグなど
革製衣類	レザーコート・革ジャン	雨具	雨がっぱ・レインコート・傘
アウター	ジャケット・コート	小物類	帽子・ネクタイ・鞄・ベルトなど
ボトムス	デニム・スカート・スラックス	履物類	靴・サンダル・スリッパ
防寒具	ダウン・ウインドブレーカーなど	装飾品類	クッション・ぬいぐるみなど
トップス	シャツ・セーター・パーカー・ワンピース	反物	着物を仕立てる前の布

回収可能でも取り扱えないもの：汚れ、匂いのひどいもの、破れているもの、濡れているもの濡れ防止のため、半透明のビニール袋に入れて出してください。

一度に大量に出すとステーションが溢れてしまうので、数回に分け計画的にごみ出しをしていただきますようご協力をお願いします。

●**問 合 せ**　保健衛生課　☎８２－１７７７

正しい回収にご協力ください

ご家庭のごみは村の責任の下で適正に処理する必要があります。
村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。
無許可の回収業者を利用しないでください。悪質な業者の場合、不法投棄などの原因となります。
村で一般廃棄物収集運搬の許可を出している業者は以下の２社です。
株式会社環境サービス　☎７４－０２３１　所在地：小川町
新埼玉環境センター株式会社　☎６２－８１２１　所在地：嵐山町
※収集運搬料等は直接お問い合わせください。

●**問 合 せ**　保健衛生課　☎８２－１７７７

お盆期間中はごみの自己搬入による受付の混雑が予想されます！

小川地区衛生組合へ自己搬入される方へ
お盆休み期間に係る平日（８月１２日、１３日、１４日、１５日）は、場内が混雑し、待ち時間が長くなることが予想されます。
時間に余裕をもってお越しいただくか、この期間を避けた搬入をお願いいたします。

●**問 合 せ**　保健衛生課　☎８２－１７７７

詳しくはこちらのQRコードからHPを確認ください→

農地活用事業補助金のご案内

村では、遊休農地の拡大防止、また特産品の振興を図るため、特産品の苗木購入代の１／３を補助します（上限３万円）。特産品は花桃、クジャクソウ、ミカン等の果樹、和紙原料等です。希望される方は、交付申請書と実施計画書を産業観光課へ提出してください。
●**申請期間**　８月１日（金）～１２月２６日（金）まで
※しばみち本店・藤原種苗での共同購入を希望される方は、役場で一括購入いたします。申請期間は、８月１日（金）～１０月３１日（金）までとなります。
●**補助金支払**　事業報告書を受領後、指定口座へ振込みます。
●**苗木購入**　交付決定後、各自購入いただけます。しばみち本店・藤原種苗での購入を希望される方は、窓口に販売品種一覧がありますので、ご利用ください。
●**苗木配布**　２月中～下旬予定　●**問 合 せ**　産業観光課　☎８２－１２２３

公民館講座「ポーセラーツ講座」のお知らせ

ポーセラーツとは、白い磁器に専用の転写シートで絵柄をつけるクラフト体験です。お皿やコップに好きな模様を貼って、世界にひとつだけの食器を作ってみませんか？
●**日　　時**　９月６日（土）午前１０時～正午まで　●**講　　師**　山脇　智鶴氏
●**場　　所**　コミュニティーセンターやまなみ　●**持 ち 物**　ハサミ
●**募集人数**　１０名（村内在住または在勤の方）※小学生以上
●**参 加 費**　①マグカップ１，５００円②コップ１，５００円③マグカップ＋ケーキ皿２，０００円
※お申込み時に、上記３種類の中から希望する作品をお選びください。
※作品は焼成のため２週間後にお渡しとなります。
●**申込方法**　８月２９日(金)までに、電話またはQRコードから教育委員会へお申し込みください。
※QRコードは村ホームページやタブレット等で掲載予定です。
●**問 合 せ**　教育委員会事務局　☎８２－１２３０

東秩父村体育賞の推薦について

東秩父村スポーツ協会では、村のスポーツ振興に貢献し、その功績が顕著の方、およびスポーツ界で優秀な成績を収めた方に対し、体育賞を贈り表彰します。

●**体育賞の種類**　（１）功労賞　（２）栄光賞　（３）優秀選手賞

（１）功労賞選考基準　次の一つに該当する方

①体育スポーツの振興に著しく功績のあった方

②多年体育スポーツの指導に精励し、著しく功績があり他の模範である方

③地域社会や職場職域における体育スポーツの育成発展に寄与してきた方

④加盟団体の発展に努力した方

（２）栄光賞選考基準　当該年度内において、特に優秀なる成績を収めたチームまたは個人で次の一つに該当する方

①全国大会における優勝チームまたは個人

②競技団体から推薦されて国際大会、国際試合に参加した方

③日本記録を更新した方（日本タイ記録を含む）

（３）優秀選手賞選考基準　一般および学生（小・中・高）大会の選手（またはチーム）で特に優秀であり他の選手の模範と認められ、次の一つに該当する方

①埼玉県予選を経て全国大会に出場した方

②埼玉県予選を経て関東大会またはそれ以上の大会に出場し入賞した方（個人８位、団体４位以内）

③県民総合スポーツ大会（競技部門）、学校総合体育大会、埼玉県選手権大会またはこれらと同等以上の大会において入賞した方（個人３位、団体３位以内）

●**表彰対象期間**　前年９月から当年８月までの期間内を対象とする。

●**推薦期限**　受賞者の推薦は、８月２９日（金）までとなります。推薦方法等は教育委員会までお問合せください。

●**問 合 せ**　教育委員会事務局　☎８２－１２３０

自衛官募集

【一般曹候補生】

●**年　　齢**　日本国籍を有する 18 歳以上 33 歳未満の方（採用予定月の１日現在）

●**受付期間**　７月１日（火）～９月２日（火）

●**試験期日**　１次：９月１５日（月）～１７日（水）いずれか１日【Web】
２次：１０月１２日（日）～１９日（日）のうち指定する１日

【自衛官候補生】

●**応募資格**　日本国籍を有する 18 歳以上 33 歳未満の方（採用予定月の１日現在）

●**受付期間**　年間を通じて行っています。

●**試験期日**　受付時にお知らせします。

ご不明な点等については、下記のところまでご連絡ください。

●**問 合 せ**　〒 368-0005
埼玉県秩父市大野原４９１－１
自衛隊埼玉地方協力本部
秩父地域事務所
担当・荒船
☎０４９４－２２－６１５７

坂本夏祭り

主催：落合・内手太鼓愛好会
協賛：ふれあい坂本会・坂本地区有志のみなさん
協力：協働のまちづくり事業

人権啓発イベント「ヒューマンフェスタオンライン 2025」の開催

人権尊重社会をめざす県民運動強調月間に合わせ、オンラインで人権啓発イベントを開催します。人権を取り巻く課題はインターネットの普及等によって複雑多様化しています。本イベントは人権メッセージ動画や人権クイズ等を通して、県民の皆さまに人権について身近に感じていただける内容となっています。ぜひイベントにご参加ください。

●**日　　時**　８月１日（金）～９月３０日（火）
●**場　　所**　インターネット特設サイト
●**テ ー マ**　インターネットによる人権侵害
●**内　　容**　①人権メッセージ動画　②人権啓発クイズ
●**問 合 せ**　埼玉県人権・男女共同参画課　☎０４８－８３０－２２５８

全国一斉「子どもの人権相談」強化週間

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、子どもをめぐるさまざまな人権問題に取り組むため、全国一斉「子どもの人権相談」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどし、一人でも多くの子どもたちから専用相談電話による相談を受け付けます。

●**期　　間**　８月２７日（水）～９月２日（火）まで
●**時　　間**　午前８時３０分から午後７時まで
　８月３０日（土）および８月３１日（日）は午前１０時～午後５時まで
●**電話番号**　☎０１２０－００７－１１０（全国共通・無料）※ IP 電話からは接続できません
●**担 当 者**　法務局職員､埼玉県人権擁護委員連合会こども人権委員会委員（秘密は厳守します）
●**問 合 せ**　さいたま地方法務局人権擁護課　☎０４８－８５４－１０００

多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修に関する補助制度について

埼玉県では昭和５６年５月３１日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、病院や店舗、福祉施設などの多数の人が利用する一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修工事等の費用の一部を補助しています。
希望される方は下記までお問合せください。

●**問 合 せ**　埼玉県建築安全課　☎０４８－８３０－５５２７

建築物のアスベスト対策に関する補助制度について

埼玉県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有のおそれのある吹付け材の含有調査および吹付けアスベストの除去等工事に対する費用の補助をしています。
希望される方は下記までお問合せください。

●**問 合 せ**　埼玉県建築安全課　☎０４８－８３０－５５２７

チェック

９月　１日　納付期限　・村県民税　第２期　・国民健康保険税　第２期　・介護保険料　第２期　・後期高齢者医療保険料　第２期

荒川図画コンクール作品募集

河川美化、愛護の意識や河川への意識を啓発することを目的に荒川の風景画を募集します。入賞者には応募していただいた絵をスタンドにして贈呈しますのでぜひご応募下さい。

●**対　　象**　小学生
●**応募期間**　７月１日（火）～９月１２日（金）
●**題　　材**　荒川流域の川やダムの風景
●**申　　込**　荒川上流河川事務所 HP「令和７年度荒川図画コンクール」ページをご覧下さい。
https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index031.html
●**問 合 せ**　荒川図画コンクール実行委員会事務局
（荒川上流河川事務所流域治水課）
☎０４９－２４６－６３６０

令和８年度　准看護学生募集

●**受験資格**　心身ともに健康で中学校卒業者（令和８年３月卒業見込みの者）
またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者
●**試験科目**　自己推薦：面接
一般受験：作文・面接
●**試 験 日**　１次　令和７年１１月９日（日）
２次　令和８年１月１８日（日）
３次　令和８年２月１５日（日）
●**問 合 せ**　問合せ　比企准看護学校　☎２２－１２０２

当校 HP より願書等ダウンロードできます→

生活の困りごとをご相談ください！

失業、借金、病気などさまざまな問題で生活に困っている方、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。専門の相談支援員が生活の困りごとを一緒に考え、解決に向けてサポートします。

●**主な支援内容**
〇各種支援制度、相談窓口の案内・行政、医療機関等との連絡調整、手続き支援
〇家計の立て直しや債務整理等についてのサポート・ハローワークへの同行等の就労支援など
●**開所時間**　午前８時３０分～午後５時
月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
●**場　　所**　アスポート相談支援センター埼玉西部
小川町腰越６１８パトリアおがわ２F　☎８１－３１４８

相談窓口

〇心配ごと相談 / 行政相談 / 合同相談

１８日（月）午後１時～午後３時役場１階中会議室

日ごろのご近所トラブルや身近な心配ごと等を相談員が、国の行政活動全般に関する苦情や相談とともに受け付けお聞きします。お問合せは、下記行政相談員および社会福祉協議会までお気軽に。ご不明な点は総務課までお問合せください。

問 合 せ　・行政相談員
神田典仁　氏　☎８２－００５７
・社会福祉協議会　☎８２－１２３８
・総務課　☎８２－１２２１

〇相談員による消費者相談

毎週金曜日　午前１０時～午後３時３０分

契約のトラブルや「これってクーリングオフできるの？」といった疑問に応じます。
※最近、訪問や電話による業者からの勧誘が見られます。
※不安な時はまず相談を！

問 合 せ　産業観光課　☎８２－１２２３

【お願い】　納税は便利で安全な口座振替をご利用ください

みどうの杜俳句会

枝張りのトマト連なり熟るるかな　梅沢喜久江
山百合の蕾今年も増えており　西　ツル
芋の葉に雨の水晶玉転ぶ　梅沢　時江
西瓜熟れマット敷きあり山の畑　鈴木　啓子
梅樽に赤紫蘇加へ樽染まる　田村　好子
陽炎に眩みて夕日なほ強し　吉田　愛子
日に向ひマリーゴールド盛りかな　有賀袈裟江
緑陰や旅ミステリー読み憩う　柴﨑　カヨ
短冊に願い書き合ひ星祭り　初雁　功子
朝暑し木陰に避ける松の鉢　小宮　勉
炎天や大水車より飛沫散る　山田　美子

Literary Corner
えぎコーナー

人権シリーズ
【SNSと人権】

428

皆さんは、インスタグラム・X・フェイスブックなどのSNSを利用していますか。

近年では老若男女問わずスマートフォンが広く普及し、新たなコミュニケーションツールとしていくつものSNSが生み出されました。それにより、どこに住んでいても、スマホひとつあれば即座に世界中の人々と情報交換できるようになりました。SNSの多くは本名を明かさずに利用できる気軽さも魅力とされています。SNSを介してつながるバーチャル（仮想的）な人間関係が、人によってはリアルな人間関係よりも重みを持つこともあるそうです。

しかし、その便利さの反面として、些細なきっかけで特定の人に多数の誹謗や中傷、ひいては脅迫が集中してしまうこともあり、痛ましい事件を記憶されている方も多いと思います。

人は、スマホの画面越しだと、普段は言えないような攻撃的な言葉を書き込んでしまうことがあります。他人の意見に影響されて感情が極端に強くなる、一種の集団心理も作用するそうです。

SNS上の人権侵害は、利用者の誰もが加害者にも被害者にもなり得ます。法改正によりインターネット上の情報発信者の開示請求が可能になっており、加害者が責任を問われることもあります。

加害者のひとりにならないために、SNSで誰かに向けて書き込む時には、「この人が目の前にいて、その顔を見ながら同じことが言えるだろうか」と、一呼吸置いて自分に問いかけてみるとよいのではないかと思います。

産業観光課　今井　智洋

アートの世界

この写真は、北アルプスにある唐松岳を撮影したものです。

3月頃には、雲の少ない青空のもと、一面に広がる雪景色が美しく広がります。

まだ雪が溶けきらないこの時期には、スキーヤーたちがスキーを楽しむ姿と雪肌に残るスキー板の跡を見ることができます。

「光と影」
撮影者　写友会
大久根　宏さん（安戸）

Information おしらせ

世帯と人口

６月中の人口動態

世帯	１，０３５	転入	３
人口	２，３６５	転出	４
男	１，１８１	出生	０
女	１，１８４	死亡	６

※世帯と人口は７月１日現在、その他は６月中の動きです。

教育委員会開催のお知らせ（８月）

【日　　時】２１日（木）　午後１時３０分～
【場　　所】東秩父村役場２階新会議室
※どなたでも傍聴できます。
【問 合 せ】教育委員会事務局　☎８２－１２３０

スプレー缶の捨て方

スプレー缶等は中身を使い切り穴を開けず、かごに直接出してください。中身がどうしても使い切れない場合は、分かるように「中身あり」と表記してください。
※スプレー缶等にはカセットボンベや「高温注意」「火気厳禁」と書かれたプラスチック製容器を含みます。
【問 合 せ】保健衛生課　☎８２－１７７７

休日当番医（８月）

１１日（祝・月）
ほしこどもおとなクリニック
東松山市　☎２４－０７５３
【小児科・内科・アレルギー科】

土木工事等のお知らせ

８月１日現在、村内で発注されている主な道路工事等です。

■県発注工事等
・社資（砂防）工事（浄蓮寺沢２号堰堤工）【御堂地内】
・砂防施設（補助）工事（摩利支天沢堰堤工）【奥沢地内】
・砂防施設（補助）工事（Ｒ７上の山地すべり観測業務委託）【坂本地内】
・河川維持修繕工事（雑草刈払業務委託１９工区）【安戸・御堂地内】

■村発注工事等
・村道 4045 号（向堀）線水路改修工事【御堂地内】
・村道 2-1 号（山口）線排水路整備工事【皆谷地内】
・村道 1172 号（梅の岡）線道路反射鏡設置工事【安戸地内】
・東秩父村橋梁定期点検業務委託【東秩父村管内】
・村道 2-2 号（梅の岡）線用地測量業務委託ほか【安戸・御堂地内】

【問 合 せ】建設課　☎８２－１２２２

空き家相談会のお知らせ（８月）【完全予約制】

【日　　時】１０日（毎月第２日曜日）
午前９時 00 分～午後５時 00 分の間
（ご予約の際に時間を決定）
【対 象 者】村内空き家所有者及び所有者の親族等
【場　　所】コミュニティセンター「やまなみ」
【相 談 者】東秩父村地域おこし協力隊　麻生義彰
全国空き家アドバイザー協議会東京支部所属　宅建士
【予　　約】必須　８日（金）　午後５時まで
【相 談 料】無料
【予 約 先】企画財政課　☎８２－１２５４

捨てればごみ、分ければ資源

資源およびごみの収集実績を報告します。

○資源回収　６月分　　前年同月比増減

資源回収	紙　類	3,850kg	-2,300kg
	衣　類	450kg	-1,240kg
	アルミ缶	246kg	-24kg
資源物売却収入		80,979 円	-26,876 円

○ごみ収集　６月分　　前年同月比増減

可燃ごみ	30,430kg	+4,510kg
１人１日あたり排出量	428g	+74g

○今年度収集実績（累計）　今年度累計（４月～）　　前年同月比増減

可燃ごみ	85,660kg	-410kg
１人１日あたり排出量	397g	+10g

【問 合 せ】
保健衛生課
☎８２－１７７７

※指定された日に、地域のルールに沿って出しましょう。ごみの分別と資源化、減量化にご協力ください。

広報 ひがしちちぶ
HIGASHICHICHIBU VILLAGE
2025.8.1
NO.618

第４０回和紙の里文化フェスティバル
書道パフォーマンス作品が和紙の里に展示されました。

編集発行 東秩父村役場 TEL 0493-82-1221
https://www.vill.higashichichibu.saitama.jp/
（法人番号1000020113697）